

核持ち込み密約を廃棄し非核三原則の遵守を強く求める意見書

外務省は３月９日、日米間の核密約問題に関する「有識者委員会」の報告書を公表した。

報告書は、日米間のいくつかの密約の存在を認めた。しかし、１９６０年１月１９日の日米安保条約改定に伴う核兵器持ち込み「密約」に関連して、当時の藤山愛一郎外務大臣とマッカーサー駐日米大使が交わした「討論記録」の存在を認めておきながら、「日米両国間には核搭載艦の寄港が事前協議の対象か否かにつき明確な合意はない」などと「討論記録」が核持ち込みの密約だったことを否定している。これは、歴史の悪質な偽造にほかならない。

その一方で報告書は、「日本政府は核搭載艦が事前協議なしに寄港することを事実上黙認した」「国民に対して事実と反する明白なうそをつき続けた」などとも述べ、「非核三原則」が蹂躪され空洞化していた事実を認めた。

１９７２年、横須賀市の空母母港化以来、同市への寄港が増大している原子力潜水艦に対し、米国は今でも必要があれば随時核巡航ミサイル「トマホーク」を積載する態勢を維持している。さらに米国が「有事」と判断した際には、核兵器を再配備することを宣言している。「日米核密約」のもとで、日本に核兵器が持ち込まれる仕組みと体制は、引き続き日本を覆っている。国民の平和と安全、日本の主権が深刻に脅かされ続けていることにほかならない。

よって本市議会は、政府が「討論記録」を核持ち込み密約そのものであることを認め、これを廃棄するとともに非核三原則を遵守するなど、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本市として強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年３月２６日

内閣総理大臣

総務大臣 あて

外務大臣

防衛大臣